

流山市農業委員会
令和元年第8回
総会議事録

令和元年8月9日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和元年第8回総会議事録

1 期 日 令和元年8月9日(金)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男

5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員3名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 水代 啓司
推進委員 秋元 正	推進委員 小林 常男
推進委員 増田 正美	

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 秋元 学
事務局次長補佐 真通 俊人
事務局事務員 山村 大樹

9 会議目次

(1) 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	1
(2) 議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	3
(3) 議案第40号 農地所有適格法人報告書の提出について	4
(4) 議案第41号 流山市都市計画審議会委員の推薦について	7
(5) 報告第22号 専決処理の報告について	8

▲開会 午後3時15分

○水代議長 それでは、ただ今から令和元年第8回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

○水代議長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

8番 岡田委員、9番 山崎委員を指名いたします。

○水代議長 次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして事務局より説明をお願いします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第41号「流山市都市計画審議会委員の推薦について」までの4議案についてご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第22号「専決処理の報告について」報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくをお願いします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第38号

農地法第4条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和元年8月9日提出

権利者は、流山市大字南の方で職業は主婦です。

申請がありました土地は、流山市南の畑1筆 面積498平方メートルです。

転用目的につきましては、専用住宅用地とするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、1ページと2ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農地法第4条許可申請は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線初石駅の西約1.2キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は専用住宅を建設しようとするものでございます。

権利者は、流山市大字南にお住まいの方で、年齢は53歳です。

申請理由については、現在、母の家で2世帯同居していますが、今回、自分たち家族用の住居を建設することから申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。木造2階建ての個人住宅を建築する計画です。土砂等の流出対策については、コンクリートブロックによる土留めを敷地境界に設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透柵により集水し、汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理後、既設の側溝に放流するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで申請地周辺につきましては、北側は福祉会館、東側は道路となっており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、建設費が約4,780万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し現在手続き中です。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第38号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第38号については許可することに決定いたしました。

○水代議長 次に、議案第39号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第39号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和元年8月9日提出

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため証明願の提出があったものです。

申請者は、流山市芝崎の方で、被相続人の子に当たります。

申請地は、芝崎の田3筆 合計面積3,999平方メートルで、現在、生産緑地地区の指定を受けている農地です。

議案案内図は3頁になります。併せてご参照願います。

次に、被相続人については、今年4月に74歳で亡くなられた方です。相続人については、年齢は49歳です。

次に、相続人の世帯の農業従事者は、2名です。

現地の状況につきましては作付け済の状況でありました。

説明は以上です。ご審議をよろしくをお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第39号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は1件です。本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の南東約0.8キロメートルに位置している

土地でございます。

被相続人は、昭和19年生まれで、平成31年4月に74歳で亡くなられた方でございます。相続人は、被相続人の長男で昭和45年生まれの49歳の方でございます。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために証明願があったものです。

農業従事者につきましては、申請者とその母で合計2名であります。

申請地は、写真のとおり水稻が作付されておりました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第39号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第39号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第40号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第40号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和元年8月9日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものです。

今回、報告がありました農地所有適格法人は、流山市大字西深井にあります法人です。

報告がありました事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

確認書の表に、令和元年6月20日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですのでこの欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は1.15ヘクタールです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・加工・販売、農作業の受託等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し農業に関する売上げが占める割合は、100パーセントとなっております。

よって、売上高の半分以上は農業に関する売上げで占めておりましたので、売上高の要件について、適合としております。

次に、議決権については、議決権を行使できる株の51パーセントが農業常時従事者の株であります。

また、業務執行役員につきましては、役員の方が農業に常時150日以上従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適合とさせていただきます。

当該法人の議案案内図につきましては4ページになります。

説明につきましては、以上です。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第40号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いたします。

本案については、農地法第6条の規定により「農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。」と定められています。

また、「農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。」とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものでございま

す。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案について配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 事業の種類の中で、農作業関連は何をされているのでしょうか。

○水代議長 事務局でわかりますか。

◎事務局(秋元次長) ほうれん草やかぶを作っています。

◆水代議長 それは、農産物ですよね。

関連事業は、何をされているのでしょうか。

◎2番(金子委員) 関連事業として、草刈りと竹林の整備を行っており、伐採した竹は、肥料としています。

◆水代議長 請負いですね。

◎2番(金子委員) はい。従事されているのは、障害をお持ちの方です。

○水代議長 ありがとうございます。ほかにご質問ございませんか。

あと、1つ質問です。面積が、2反ほど減っていますが、これは返還したからですか。

◎事務局(秋元次長) 基本的には、売買のために昨年合意解約をしています。

○水代議長 はい、判りました。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第40号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第40号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第41号「流山市都市計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第41号

流山市都市計画審議会委員の推薦について
流山市都市計画審議会委員を次のとおり推薦する。

令和元年8月9日提出

本案につきましては、流山市都市計画審議会委員の任期が満了することから、新たな都市計画審議会委員を任命するため、流山市長から推薦の依頼があったものがあります。

都市計画審議会につきましては、都市計画法に基づき、まちづくりに関する審議や調査等を行うために設置される機関で、都市計画道路や公園、下水道などの都市に欠かせない施設の計画決定や変更、土地利用の制限などの都市計画法に定められている内容について審議を行っております。

次に、この都市計画審議会の委員の構成につきましては、学識経験者や市議会議員、また、公募による市民の方などで構成されております。

また、任期につきましては2年となっており、現在は小倉委員に就任をいただいております。

最後に、この都市計画審議会の開催状況につきましては年3回程度開催しているとのことでした。

最後に審議会委員の推薦の経緯ですが、候補者の選出については「議長に一任する」とのご意見があり、議長から選出いただき推薦委員を決定した経緯があります。

また、その指名に当たりましては、会長を除く農業委員で、就任回数が多い方から順番を基本とし、各委員の状況等を総合的に判断のうえ候補者を選出して来たところでもあります。

説明については以上です。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○水代議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、農業委員会から流山市都市計画審議会委員として1名を推薦しようとするものです。

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、本案につきましては議長が推薦者を選出することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第41号について、9番山崎委員を推薦することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 それでは、議案第41号については9番山崎委員を推薦することに決定いたしました。

山崎委員、よろしくお願いいたします。

○水代議長 次に、報告第22号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをお開きください。

報告第22号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和元年8月9日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。

今月の農地法第4条の届出のご報告は、7件 11筆 面積3,432.19平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出のご報告は、23件 36筆 面積8,766平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地6件、その他の建物施設用地が1件の計7件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が20件、鉱工業用地が2件、その他の建物施設用地が1件の計23件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和元年第8回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時45分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和元年8月9日

流山市農業委員会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 岡田長政

流山市農業委員会委員 小崎日出男